

ワークショップ等まとめ素案に対する意見（事前提出分）

表記の説明：

- ◆ ：ワークショップ等まとめ素案に対する修正意見
- 【差替】：ワークショップ等まとめ素案の差替案の提案
- 【追加】：ワークショップ等まとめ素案にはない項目の追加の提案

I 総則

（用語の定義）

第 2 条

(2) 行政

- ◆ 当条文の中に市職員の規定がない、行政と市民の協働の重要な担い手たる職員の規定が欠落しており訂正すべきである。
- ◆ 職員も行政を担う一員であるので、含めるべき。

(4) 参加

【差替】

誰もが「暮らしやすい」と感じることのできる地域社会をつくるためには、市民が市政に主体的にかかわることが必要です。市民が話し合いの場に加わり、意見や提案をするなど市民の参加のもとで市政が行われることを“参加”の原則と位置付けます。

(5) 協働

- ◆ 「協働」は定義できないとかんじる……適切な言葉に置き換えるきだ。

資料 P. 99 のワークショップ「逗子の未来協議会」での意見中

- ①協働という言葉、日常的であまり使われていない、イメージしづらい。
- ②協働 市から働きかけ？⇒やらされ感
- ③協働←自分の方から提案できるイメージ 双方向から

協働は古くから日本社会において使われた概念ではなく近年になって作られた「造語」であるため論者において微妙に異なることがあり、まとめ素案にある意見においても混乱が見られますのでご意見いたしました。

【差替】

市民と市が暮らしやすい地域社会を築いていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立って、協力し合っていくことを“協働”の原則と位置付けます。

【追加】情報共有

市民は、市が持っている情報にアクセスし、それを活用することによって、自らの暮らしを豊かなものにすることができます。このことを“情報共有”の原則と位置付けます。また、この原則は市民の参加や協働の取り組みを広げるためにも必要なものです。

（基本理念）

第4条

- ◆ 重要な基本理念である市民自治の確立、担保等の文言が欠落、川崎市の自治条例第4条が望ましい。

＜参考＞川崎市自治条例第4条

第4条市民及び市は、次の掲げること基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は地域社会の課題を解決してゆくことを基本として、その総意によって市を創立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等的な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

→現状素案では当たり前の記載でしかなく、全くインパクトがない。

（自治運営の基本原則）

第5条

- ◆ 川崎市自治条例の2項の市民が参加、協働をしないことによる不利益回避条項を加えるべき

＜参考＞川崎市自治条例第5条2項

2. 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別な不利益を受けることのないようにします。

Ⅱ まちづくりの担い手

(市民の権利)

第6条

(3)

【差替】市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。

(市民の責務)

第7条

【差替】市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。

- 2 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。
- 3 市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に答えているかどうかを見守るよう努めます。
- 4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。

(事業者の責務)

第8条

【差替】事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び市と協力して、地域の課題の解決に取り組むよう努めなければならない。

(議会・議員の責務)

第9条

【差替】議会は、本市の意思を決定する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。
- 4 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。
- 5 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。
- 6 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。
- 7 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、

広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

- 8 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

(市長の責務)

第10条

【差替】 市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、毎年、行政の運営に関する基本方針を明らかにし、職務を遂行しなければなりません。

- 2 市長は、職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員能力向上に努めなければなりません。
- 3 市長は、選挙において自らの公約を総合計画に反映させるよう努めなければなりません。
- 4 市長は、長期にわたって在任することによって自治の活力の低下を招かないように努めなければなりません。

(職員の責務)

第11条

【差替】 職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。
- 3 職員は、市民等の意向や行政運営上の課題に的確に対応するため、知識、技能の習得に努めなければならない。

Ⅲ 参加と協働によるまちづくり

(情報共有)

第 12 条

【差替】 市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適切に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

- 2 市及び議会は、市政に関し、市民等に積極的に説明する責任を負うとともに、市民等の説明の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負います。
- 3 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。

(市民参加)

第 13 条

【差替】 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。

- 2 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。
- 3 前各項に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(住民投票)

第 14 条

【差替】 市民は、逗子市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。

- 2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取り扱い、投票方法および投票の成立条件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 議会および市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

(協働の推進)

第 15 条

【差替】 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づいてこれを進めるようにしなければならない。

- (1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。
 - (2) 目的を共有するとともに、協働の過程、成果その他の情報を公開すること。
- 2 市は、市民又は事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自

主性を尊重するものとする。

- 3 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、協働のまちづくりを推進するため、必要な支援を行うものとする。
- 4 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

(地域活動の推進)

第16条第2項

- ◆ 自治会、町内会等に記載中、住民自治協議会を明確に記載すべき。
→住民自治協議会は地域の問題解決の重要な担い手である。

(住民自治協議会)

第17条

- ◆ 以下の条文を追加すべき

逗子市長は逗子市職員より地域担当職員を任命し住民自治協議会の担い手として、市民及び地域団体等に協力し行政担当として地域の問題解決を図ります。

住民自治協議会は地域において自治会・町内会等の基礎的な地縁団体、その他の市民公益活動及び市民がまちづくりに取り組み易くする為の行政、市民が協力して運営する地域の支援機関である。

→住民自治協議会は自治会等の支援機関として自治会よりも広域の地域の人的資源を集約し行政と協力・補完し問題解決を図る必要な担い手である。但しあくまでも自治会等を補完支援するための中間機能を担うものである。

(若い世代の参加と協働)

第19条

【差替】 市は、若い世代（18歳以上60歳未満）、市民及び事業者と連携を図りながら若い世代（18歳以上60歳未満）が活躍するまちの形成の推進に取り組むものとする。

- 2 市は、若い世代（18歳以上60歳未満）が市政に対して意見を述べるができる機会を確保し、市政に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、若い世代（18歳以上60歳未満）が多く訪れるような機会又は場所を提供するよう努めるものとする。

(情報公開)

第 21 条

【差替】 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとします。

- 2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとします。
- 3 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第 22 条

【差替】 市の執行機関は、個人情報を保護し、漏洩を防止するものとする。

- 2 市の執行機関は、市民から自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除の請求が行われた場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(総合計画)

第 24 条

【差替】 市は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市は、総合計画の策定にあたっては、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。
- 3 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民にわかりやすく公表しなければならない。
- 4 市は、各分野の計画を定めるときは、総合計画に即するように努めなければならない。

(財政運営)

第 25 条第 2 項

- ◆ 市長は・・・財源の基盤の強化（及び適正な配分）に努めるものとします。
→（）内を追記する。

【差替】 市は、中長期を見通し、健全な財政運営に努めなければならない。

- 2 市は、予算編成にあたっては、総合計画や行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。
- 3 市は、財政状況並びに予算並びに決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。

IV 市政運営

(広域連携)

第26条

【差替】 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的な対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

【追加】(行政評価)

第●条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、施策等について行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めなければならない。

2 市は、行政評価をするにあたっては、市民意見を反映するなど客観性及び公正性を高めるように努めなければならない。

【追加】(危機管理)

第●条 市は、災害その他の緊急時に備え、市民、関係機関及び他の自治体と相互に連携協力し、総合的かつ機動的な体制の確立に努めなければならない。

V 条例の実効性の確保

(条例の実効性の確保)

第 28 条

【差替】 市長は、この条例の実効性を確保するため、毎年、市民へ啓発及び職員研修等を実施します。

- 2 市長は、この条例に基づく市長等の取り組みの進行を管理するとともに、その結果を取りまとめ、市民に公表します。
- 3 この条例の運用状況を点検するとともに、この条例の趣旨に関し普及啓発を図るため、推進委員会を設置します。
- 4 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定めます。

(条例の検証と見直し)

第 29 条

- ◆ 行政は、この条例の施行の状況や効果等を検証し、(〇年ごとに定期的な見直しを検討するとともに)、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例に見直し等の必要があると認めるときは、(速やかに) 必要な措置を行います。
→ () 内を追記する。

【差替】 市長は、この条例の施行の日から 4 年を越えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な処置を講じなければなりません。

- 2 市は、この条例の見直しに当たっては、広く市民の意見を聴かなければなりません。
- 3 前項の規定によるこの条例の規定についての検討を行うため、推進委員会を置かなければなりません。
- 4 推進委員会は、委員 7 人以内をもって組織します。
- 5 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱します。
- 6 委員の任期は 2 年とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定めます。